

ID: 175

担当部署: 産業観光課

<b>処分の概要</b>	利用の許可及び変更許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町姫路公園条例 第8条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第136号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第8条 公園の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、公園の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、第9条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園の利用を許可しない。</p> <p>(1) 公園の設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 公園の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (5) 立入禁止区域に立ち入ること。 (6) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は止めておくこと。 (7) 許可を得ないで施設内で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。 (8) 指定場所以外において火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があるとき又は指定管理者が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

